

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和6年1月9日(火) 午後3時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 〇〇〇〇 他1件

議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
申請人 〇〇〇〇

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 〇〇〇〇 他5件

議案第34号 滑川農業振興地域整備計画の変更について
申請人 滑川市長 水野 達夫

議案第35号 農用地利用集積計画の策定について
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

松井 滋樹、澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、
新村 剛、杉本 久美子

(出席推進委員・8名)

黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、滝川 裕子、
開田 豊一、伊藤 久義

(欠席委員・0名)

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
本日は、3,000㎡以上の転用案件の現地確認がありますので、会議を中断
します。移動してバスにご乗車ください。

現地確認 議案第33号3番
申請農地：滑川市〇〇〇〇番 外4筆
譲受人：〇〇〇〇

議案第33号6番
申請農地：滑川市〇〇〇〇 外6筆
譲受人：〇〇〇〇

帰庁

会 長 それでは、会議を再開します。
議事録署名委員に、高橋 美彦委員、杉本 久美子委員を指名します。
これより議案審議に入ります。

会 長 議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件に
ついて、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第31号1番について朗読及び説明)

申請地は、〇〇〇〇番、田です。

申請地は、富山地方鉄道沿線に面する農地です。

申請者は約2年前、申請地に隣接する農地を農地法第5条の転用により
取得し、妻と子と共に居住しており、住宅の庭スペースで小さな家庭菜園
を毎年実施しています。この度、かねてより当該申請地も含め家庭菜園を
拡大して行いたいと考えていたところ、昨年4月の農地法改正により、農
地所有の面積要件(いわゆる5反要件)が撤廃されたことからこれを機に
農地として取得するものです。農地取得後は、引き続き家庭菜園を拡大し
て実施していく予定です。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

中屋委員 先月、岩田推進委員とともに現地確認をしましたが、特に問題ないと思います。

岩田推進委員 中屋委員と同意見です。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 31 号 2 番について朗読及び説明)
申請地は、■■■■ 番、田です。
申請地は、市道大日大浦線に面する農地です。
申請地は、譲渡人が亡き母から相続した農地で、農機具作業小屋がありますが、譲渡人自身は営農に関わっておらず、農地等の処分に困っていたところ、周囲で営農をしている譲受人が今後の営農のため必要であると取得の意思を示されたものです。譲受人の住所は富山市ですが、申請地の道向かいに営農の拠点である作業場があり、富山市から通い営農を行っています。本件取得後は引き続き、営農のための農機具倉庫として活用していく予定です。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

江下委員 12 月末に現地を確認したところ、特に問題ないと思います。

荒籠推進委員 私も年末に現地確認しましたが、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第 32 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第 32 号 1 番について朗読及び説明)

申請地は、市道杉本町内 4 号線に面する農地です。

申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、集落接続として例外的に許可できるものと考えられます。

転用理由は、一般住宅敷地です。

譲受人は申請地に居住しています。この度、自身や別居する残された家族のことを考え資産の整理をしていたところ、居住する自宅の土地の地目が田のままであることが発覚したことから、これを是正するため今回手続きに至ったものです。

現在の住居は■■■■が進出することに伴い実家の用地買収を契機として建てられたものであり、昭和 52 年に新築された建物です。

隣接地との境界には擁壁を設けてあり、土砂の流出を防止します。雨水は前面道路側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続してあります。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 先日浦田推進委員と現地確認等してきました。特に問題ないと思います。

浦田推進委員 石原委員と同様で、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 続きまして、議案第 33 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案第 33 号 1 番について朗読及び説明)
申請地は、市道駅南区画 6 号線に面する農地です。
申請地は、用途地域内（第 1 種住居地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、住宅分譲地です。

譲受人は■■■■で不動産業を営んでいます。この度滑川市内で住宅分譲を計画したところ、申請地が駅から近く、公園、商業施設が近くにあり住環境に適し、住宅ニーズがあると判断し関係者の同意を得、申請されたものです。

隣接地との境界には既設の擁壁があり土砂の流出を防止します。雨水は、前面または側面道路側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

澤田委員 先日、石黒委員と現地確認してきました。特に問題ないと思います。

石黒推進委員 同じく特に問題ないと思います。

会 長 この件につきまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局 (議案第 33 号 2 番について朗読及び説明)
申請地は、県道栗山追分線に 1 筆はさみ面する農地です。
申請地は、街区における宅地割合が 4 割超の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。
転用理由は、一般住宅敷地です。
譲受人は、大学卒業後東京の大手建設会社に勤務しており、60 歳になったことをきっかけに退職し、現在は関連会社の非常勤社員としてオンライン勤務しています。退職を機に、余生を実家のある滑川市で生活したいと思ひ、帰省しましたが、実家は兄夫婦と介護が必要な年齢の母親がおり、同居するのは難しい状態です。このことから、実家に隣接する兄が所有する農地に、余生を過ごすための住居の建築を計画されたものです。
隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

中屋委員 先月、岩田推進委員と現地を確認してきましたところ、周りがすべて住宅地であることも含め、特に問題はありません。

岩田推進委員 中屋委員と同様で、特に問題はありません。

会 長 この件につきまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 次の案件ですが、譲渡人の 1 人として石原委員がおられますので、この件に関しまして石原委員には発言を控えていただき、会議を進めていきたいと思ひます。

では、事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案第 33 号 3 番について朗読及び説明)
先ほど現地確認していただいた 1 件目の案件です。
申請地は、県道蓑輪・滑川インター線に面する農地です。
申請地は、街区における宅地割合が 4 割超の農地であることから、第 3 種農地と判断され許可できるものと考えており、農振除外の方も同じ理由で県から同意を得られています。
転用理由は、資材置場です。
譲受人は[]に本社を有し、管工事業等を営んでいます。この度、事業拡大と地域貢献を考えられ、また、大型の管の受注が増えていますが、これまでは大型の管などは外注し、自社の敷地で保管管理できない状況でした。今後は自社が保有する大型資材の運輸部門も活用し、各工事現場で必要となる資材を一括管理し、業務の合理化を目標としています。このことから、資材搬入搬出に便利な、高速道路インターに近い幹線道路で、運搬車の出入りが容易な適地を探していたところ、申請地が適地と判断され、関係者の同意を得、申請されたものです。
隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂の流出を防止します。雨水は、敷地内に雨水調整池を設置し、オリフィスを介し南側水路に放流します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

浦田推進委員 先ほど現地確認してきました。そして事務局からも詳しい説明がありました。主な譲渡人である[]ですが、仕事を退職し自分で農業をしていましたが、年齢的な面もあり農地を手放したいと考えていたところ、この話があり、周りの人の同意も得られ話が進んだとのこと。特に問題ないと思ひます。

会 長 この件につきまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は 3,000 m²以上の転用申請でありますので、県農業会議へ諮問し、その意見を付け、県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局

(議案第 33 号 4 番について朗読及び説明)

申請地は、スーパー農道及び県道蓑輪・滑川インター線に面する農地です。

申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、流通業施設として例外的に許可できるものと考えられます。

転用理由は、倉庫敷地及び駐車場です。

譲受人は、申請地隣接地で一般貨物自動車運送事業や労働者派遣事業を営んでおり、■■■■の下請け会社として県内外の代理店に製品を納品しています。これまで、納品する製品においては、■■■■の倉庫を借り受け、そこから順次配送していますが、都度自社から■■■■へ移動した上での納品となり事業に支障を来しています。このため、自社の周囲で製品の一時保管用地を探していたところ、今回申請地が最適であると判断し、申請されたものです。

隣接地との境界にはコンクリート施工し土砂の流出を防止します。雨水は、敷地内に新設する調整池を介し、既存前面道路側溝に放流します。

会長

地区担当委員の補足説明をお願いします。

江下委員

向かいの既存地は現在駐車場として使用されています。申請地は増設されるものと思われ、特に支障はないものと思われれます。

荒箇推進委員

この田んぼは昨年も耕作されていませんし、特に問題ないと思います。

会長

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会長

次の案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。

職務代理

では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局

(議案第 33 号 5 番について朗読及び説明)

申請地は、市道上小泉西部区画 10 号線に面する農地です。

申請地は、用途地域内(第 2 種中高層住居専用地域)の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、宅地分譲地です。

譲受人は、■■■■で不動産業を営んでおり、分譲住宅敷地の販売を計画し、用地を探していたところ、申請地が適地であると判断し申請されたものです。申請地は周囲に教育機関、商業施設、幹線道路等が整備されており、周囲の他の分譲地の売れ行きも好調なこと、また、譲渡人は■■■■に居住しており、今後滑川に戻り当該申請地を利活用していく見込みがないことから、1 区画の分譲地として申請されたものです。

隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、前面道路側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続します。

職務代理

地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員

図面をご覧になった通り、土地区画整理を行った土地であり、転用について特に問題ないと思います。

開田推進委員

周囲は住宅地となっておりますので、全く問題ございません。

職務代理

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

職務代理

では、事務局より次の説明をお願いします。

事務局

(議案第 33 号 6 番について朗読及び説明)

先ほど現地確認していただいた 2 件目になります。

申請地は、市道下梅沢上小泉線に面する農地です。

申請地は、おおむね 500m 以内に小学校、学童施設、歯科医院があり、水道・下水管が埋設された幅員 4 m 以上の道路に面した農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由は、注文住宅分譲地です。

譲受人は■■■■で不動産業を営んでおり、このたび注文住宅分譲地の販売を計画し、用地を探していたところ、申請地が適地であると判断し申請されたものです。申請地は先ほどご覧いただいた通り、■■■■小学校の目の前で、周囲には教育機関、商業施設、幹線道路等が整備されており、小学校の児童数も増加傾向にあり、周囲の他の分譲地の売れ行きも好調なことから、今後も転入者の増加が見込まれ、23 区画の注文住宅分譲地として整備する予定です。

隣接地との境界には擁壁を設け土砂の流出を防止します。雨水は、敷地内に新設する側溝から、公園を兼ねるものを含め調整池を 3 箇所整備し、

オリフィスを介し既存道路側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続します。

職務代理 地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員 先ほど現地確認してきましたが、当該地は幼稚園、小学校、中学校が近く、また商業施設もあることから利便性に優れており、農地の有効活用をされるものと思われまますので特に問題ありません。

開田推進委員 今ほどの意見の通りであり、問題ございません。

職務代理 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。
では、進行を会長へお返しします。

会 長 続きまして、議案第34号 滑川農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

事務局 7ページをお願いします。滑川農業振興地域整備計画の変更(農用地区域からの除外)について、8ページのとおり滑川市長より農業委員会の意見を求められているものです。

9ページをお願いします。除外願出件数7件、15筆、除外面積14,327㎡。除外願出地は1件目が[]外3筆、3,516㎡。除外後の用途は、コンビニエンスストア敷地です。2件目は[]、98㎡、除外後の用途は住宅敷地です。3件目は、[]外1筆、3,362㎡、除外後の用途は、注文住宅分譲地です。4件目は、[]外3筆、4,631㎡、除外後の用途は、注文住宅分譲地です。5件目は、[]、949㎡のうち685㎡、除外後の用途は、駐車場敷地です。6件目は、[]、1,141㎡のうち495㎡、除外後の用途は、一般住宅です。7件目は、[]外1筆、1,540㎡、除外後の用途は、駐車場敷地です。

申請地の位置図は10～16ページのとおりです。17ページ以降は、除外地番一覧表となります。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

岩田推進委員 5件目についてですが、質問の仕方が難しいのですが、これは問題はないのでしょうか。

事務局 皆さん報道等でご存じのとおり、この申請者はいろいろな事案を抱えているようですが、今農振除外の手続きで県と相談中ですので、もし何か問題があれば農振除外の手続きの方でストップし、転用手続きまでは至らないということになりますし、県の見解等を確認した上で、農振除外の方で問題ないということであれば、転用の方でも同様に事務を進めていきたいと考えています。

岩田推進委員 ここで同意をして、後から周りの人に(なぜ同意したのか)攻められることはないか心配している。

事務局 それはないと想定しています。

黒田推進委員 今回の(除外後の用途)は、駐車場ですよね。ということは既に建物はあるということですか。

事務局 申請地の隣接地に、既に申請者の建物が(駐車場を含めて)建っており、今回、その駐車場が足りないということで農振除外の願出が出ているところです。

会 長 ほかにご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、異議なしということで、議案第34号については適正である旨、市長に答申することといたします。

会 長 続きまして、議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 22ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。
農業経営基盤強化促進法の改正による、附則第5条第1項の規定に基づき、改正前の同法18条第1項の規定により、23ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。
24ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手134件、借り手28件で、面積合計は955,334㎡で、うち新規は13件、59,375㎡になります。詳細は25～40ページに記載のとおりです。

41ページをお願いします。農地中間管理事業分の利用権設定状況になります。貸し手2、借り手は中間管理機構の1件、面積合計は40,970㎡です。詳細は42ページに記載されています。43ページは参考資料になりますが、

借り手である耕作者は[REDACTED]です。

会 長 この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。
 (各委員から「異議なし」の発言あり)
 ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他

- 農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について
- 農業者年金の加入促進について
- 農業新聞の購読促進について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 4 時 50 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員